戸籍・住民基本台帳

戸 籍

◆本籍数・本籍人口 (各年度3月31日現在)

	区 分	本 籍 数 (戸籍)	本籍人口 (人)
	6年度	53, 504	123, 694
5年度		54, 174	125, 438
4 年度		54,656	126, 921

◆戸籍届出件数

(令和6年度)

届出の種類	<u>届</u> 本籍人 届出	出 非本籍 人届出	他市町 村から 送 付	総 数
出生	390	202	220	812
国籍留保	0	0	4	4
認知	5	2	11	18
養子縁組	56	0	26	82
養子離縁	25	1	13	39
法73条の2	1	0	1	2
婚姻	294	61	637	992
離婚	165	12	94	271
法77条の2	89	4	41	134
親権、未成年後見	5	1	0	6
死亡	1,666	276	362	2,304
失踪	2	0	1	3
復氏	2	0	0	2
姻族関係終了	3	0	0	3
入籍	128	6	69	203
分籍	10	1	12	23
国籍取得	0	0	0	0
帰化	1	0	0	1
国籍喪失	0	0	1	1
国籍選択	2	0	3	5
外国国籍喪失	0	0	0	0
氏の変更	9	1	3	13
名の変更	3	0	1	4
転籍	214	0	160	374
職権訂正	149	0	0	149
法 24条の 2項の訂正	9	0	0	9
法 113条の訂正	0	0	0	0
法 116 条の訂正	0	0	1	1
続柄の記載更正	3	0	0	3
追完	1	0	0	1
その他	0	0	3	3
不受理申出	16	3	7	26
計	3, 248	570	1670	5, 488

住民基本台帳

◆人口・世帯数

(各年度3月31日現在)

区分	住民	44-世米		
区 万	男	女	計	世帯数
6年度	52,730	57,068	109,798	52, 166
5年度	53,476	57,848	111,324	52, 102
4年度	54, 184	58,823	113,007	51,997

◆住民基本台帳届出件数

年 度	6年度	5年度	4年度			
転 入	2,740	3,330	3, 234			
転 出	3,016	3,864	3,775			
転 居	2, 220	3,469	3,564			
出 生	552	583	668			
死 亡	1,761	1,749	1,764			
修正他	14, 106	19,216	14, 441			
計	24, 395	32, 211	27, 446			

諸 証 明

◆諸証明取扱件数 (有料分)

種	別	6年度	5年度	4年度
閲	覧	59	15	90
戸籍・ (謄抄	除籍等 少本)	32, 842	38,600	34,725
住民票	の写し	47, 332	49,017	50,705
印鑑登	録証明	29, 189	30, 313	29,607
印鑑到	登録証	3, 281	3, 451	3,463
臨時運	行許可	746	690	740
身分	証 明	1,041	926	1,114
戸籍附票	栗の写し	4,062	4,061	3,606
そ0	D他	1, 168	1,284	1,534
	+	119,720	128, 357	125, 584

◆施設別諸証明等取扱件数 (令和6年度・有料分)

種 別	本庁	湊	大戸	北	南	一箕	東	北会津	河東	コンピ゛ニ	合計
閲覧	59	_	-	ı	_	-	_	_	-	_	59
戸籍·除籍等(謄抄本)	21,274	332	142	633	1,314	1,238	1, 129	1,686	1,607	3, 487	32,842
住民票の写し	21,805	248	185	1,346	2,537	2,772	1, 195	1,666	1,701	13,877	47,332
印鑑登録証明	10,880	279	143	1,045	1,809	1,844	996	1,437	1,575	9, 181	29, 189
印鑑登録証	2,848	18	16	I	_	I	-	199	200		3, 281
臨時運行許可	746	_	_	-	_	-	_	_	-	_	746
身分証明	711	7	8	45	88	44	48	55	35	1	1,041
戸籍附票の写し	2,769	21	11	64	127	93	277	170	190	340	4,062
その他	898	5	5	29	60	49	33	38	51	-	1,168
計	61,990	910	510	3, 162	5,935	6,040	3,678	5, 251	5, 359	26,885	119,720

住居表示整備

町の境界が複雑に入り組んでいたり、地番が順序よく並んでいないなど、土地の地番を住所とする表示方法の弊害を解消するため、昭和40年から実施している。

◆住居表示実施の経過

	<u> </u>			
区 分	新 町 数	旧 字 数	実 施 日	面積(km)
第1次	15	43	昭和40年 2月 1日	2.360
第2次	11	50	40年11月20日	1.890
第3次	15	80	41年 9月 1日	1.780
第4次	9	41	42年 8月10日	1.330
第5次	3 (6)	27	57年 2月28日	0.315
第6次	4	6	59年 2月27日	0.423
 第7次	5	6	59年11月26日	0.281
第8次	0 (3)	3	60年11月25日	0.180
第9次	3	4	61年11月 4日	0.323
第10次	3	3	62年11月30日	0.360
第11次	1 (2)	7	63年11月21日	0.220
第12次	3	2	平成元年11月13日	0.200
 第13次	5	10	2年11月19日	0.434
第14次	4 (5)	12	3年11月18日	0.264
第15次	1 (3)	8	4年11月16日	0.323
第16次	3	12	5年11月15日	0.409
第17次	2	2	6年11月14日	0.098
第18次	2 (4)	2	7年11月13日	0.149
 第19次	3	4	8年11月18日	0.380
 第20次	2	3	9年11月17日	0.201
第21次	3	3	10年11月 2日	0.239
第22次	2	2	22年 8月23日	0.168
第23次	1	1	25年 8月19日	0.097
第24次	2 (3)	4	28年 8月 8日	0.224
第25次	2 (3)	2	令和2年10月19日	0.397
第26次	4	5	令和6年10月21日	0.614
合計	108 (122)	342		13.659

^{※()}内は、実施済町名を含むのべ数

◆住居表示整備現況(令和7年4月1日現在)

○ 32,396世帯、64,820人

国民健康保険

本市における国保制度の推移

昭和32年の会津若松市国民健康保険条例の可決を 受け、昭和33年4月の機構改革により、「保険課」 を設置し、全市域を対象として国民健康保険事業を 開始した。

事業開始当初は、加入世帯数 13,006 世帯、被保 険者数 61,726 人で、収支決算は、収入 68,480,862 円、支出 59,396,741 円であった。

昭和58年には、老人保健法が施行。翌、昭和59年からは退職者医療制度が創設され、平成12年には介護保険法の施行による介護分保険税の賦課が始まり、平成20年度からは、後期高齢者医療制度の創設にあわせ、後期高齢者支援金分が新たに賦課要素として加わるなど、社会構造の変化に合わせ国保制度も大きく変わってきている。

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的役割を担うこととなり、市町村は引き続き資格管理、保険給付、賦課、徴収、保健事業等を担っていくこととなった。

国保加入状況

◆世帯別

区分	総数	国保加入数	国保加入率
<u></u>	(世帯)	(世帯)	(%)
6年度	52, 166	14,661	28.10
5年度	52, 102	15, 104	28.99
4年度	51,997	15, 496	29.80

◆人口別

F ()	総数	国保	国保	世帯当た
区 分	(人)	加入数(人)	加入率 (%)	り被保険 者(人)
6年度	109, 798	21, 266	19.37	1.45
5年度	111,324	22, 355	20.08	1.48
4年度	113,007	23, 277	20.60	1.50

※ 年度末現在

保険給付の状況

◆療養の給付等

Þ	区 分	受診件数 (件)	1件当たり 費用(円)	1人当たり 費用(円)
		(117	具/11 (11)	具/11 (11/
	6年度	387, 929	21,568	393, 442
	5年度	407, 564	21,627	394, 297
	4年度	415, 861	21,587	385,668

※ 事業年報より算出

◆出産・死亡に対する給付

(円)

区分	出産育児一時金	葬祭費
令和5年4月~	500,000	50,000
平成30年4月~	420,000	50,000
平成 21 年 10 月~	420,000	30,000

- ※ 出産育児一時金には、平成21年1月から産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産の場合、加算額(以下、加算額)30,000円を含むこととなった
- ※ 平成21年10月より420,000円に改定
- ※ 平成27年1月より加算額が16,000円に改定
- ※ 令和4年1月より加算額が12,000円に改定
- ※ 令和5年4月より500,000円に改定(加算額 は変更なし)
- ※ 葬祭費の支給は平成4年4月から1件につき 30,000円

平成30年4月1日より50,000円に改正

国保税率の推移

◆賦課割合

▼ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\						
区分		所得割	資産割	均等割	平等割	
	· 刀	(%)	(%)	(%)	(%)	
6	医療	49.88	_	30.00	20.12	
年	支援金	51.70	_	30.00	18.30	
度	介護	47.80	_	31.88	20.32	
5	医療	49.17	_	30.59	20.24	
年	支援金	50.78	_	30.73	18.49	
度	介護	47.10	_	32.36	20.54	
4	医療	48.96	_	30.89	20.15	
年	支援金	50.30	_	31.20	18.50	
度	介護	46.94	_	32.46	20.60	

◆税率

	豆 八	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
	区分	(%)	(%)	(円)	(円)	(千円)
6	医療	7.2	ı	20,600	21,400	650
年	支援金	2.6	1	7,200	6,800	240
度	介護	2.1	1	8, 200	6,000	170
5	医療	7.2	_	20,600	21,400	650
年	支援金	2.6	_	7,200	6,800	220
度	介護	2.1	-	8, 200	6,000	170
4	医療	7.2	_	20,600	21,400	650
年	支援金	2.6	_	7,200	6,800	200
度	介護	2.1	_	8, 200	6,000	170

税額と保険給付費

◆国保税

	区 分 調定額 (千円)		1人当たり(円)				
6	医療	1, 253, 287	55,077				
年	支援金	440,758	19,370				
度	介護	143, 746	20,650				
5	医療	1, 284, 681	54, 436				
年	支援金	449, 585	19,050				
度	介護	147, 487	20, 340				
4	医療	1,340,705	53, 989				
年	支援金	464,808	18,717				
度	介護	154, 425	20, 306				

◆保険給付

区 分	給付費(千円)	1人当たり(円)
6年度	7, 218, 795	339, 452
5年度	7, 598, 228	339, 889
4 年度	7, 712, 493	331,335

◆保険給付費の内訳

区 分	療養給付	療養費	その他
	(千円)	(千円)	(千円)
6年度	6, 217, 362	24, 794	976,639
5年度	6,542,561	20, 265	1,035,402
4年度	6,651,988	20,887	1,039,618

- ※ 国保税については本算定時点(現年度分のみ)
- ※ 保険給付費の内訳のその他は、高額療養費・移送費・出産育児諸費・葬祭諸費・傷病手当金・審査支払手数料の合計

診療費の状況

区分	種類	件 数 (件)	日 (日)	費 用 額 (円)	1 件当たり 日数(日)	1件当たり 費用額(円)
	入院	5, 349	78, 434	3, 414, 880, 075	14. 66	638, 415
6年度	入院外	208, 391	280, 144	3, 038, 632, 735	1. 34	14, 581
0 千皮	歯 科	48, 526	80, 784	619, 039, 938	1. 66	12, 757
	計	262, 266	439, 362	7, 072, 552, 748	1. 68	26, 967
	入院	5, 261	79, 461	3, 293, 554, 399	15. 10	626, 032
5年度	入院外	203, 183	270, 411	3, 009, 601, 153	1. 33	14, 812
3 平皮	歯 科	47, 304	77, 181	582, 776, 580	1. 63	12, 320
	計	255, 748	427, 053	6, 885, 932, 132	1. 67	26, 925
	入院	5, 349	78, 434	3, 414, 880, 075	14. 66	638, 415
4年度	入院外	208, 391	280, 144	3, 038, 632, 735	1. 34	14, 581
4 平皮	歯 科	48, 526	80, 784	619, 039, 938	1. 66	12, 757
	計	262, 266	439, 362	7, 072, 552, 748	1. 68	26, 967

[※] 診療費には、調剤・食事療養・生活療養・訪問看護費は含まない (事業年報より算出)

国民年金・後期高齢者医療

国民年金

◆拠出年金の概要

<u>▼ 3/CPH 1 3E ▼</u>	KH 1 ± v M S									
	総数	現存被保険者数(人)			保険料	受給件数	年金額			
区分	(人)	第1号 加 入	任意加入	第3号 加 入	免除者数 法免含(人)	(人)	(千円)			
令和6年度	14, 106	10, 289	99	3,718	5 , 551	37, 120	25, 848, 137			
令和5年度	14, 759	10,566	116	4,077	5,630	37,064	25, 007, 783			
令和4年度	15, 393	10,859	118	4,416	5,661	36, 959	24, 345, 129			

◆拠出制年金給付件数

		~~	旧国民	年金関	基礎年金関係					
年 度	老齢年金	5 年 年 金	通老年	障害年金	母子 準母子 年 金	遺児年金	寡婦年金	老基年	障 基 年 金	遺基年金
令和6年度	187	14	113	32	0	0	9	35, 470	1,030	265
令和5年度	223	14	141	34	0	0	12	35, 350	1,023	267
令和4年度	281	14	181	39	0	0	15	35, 120	1,020	289

◆無拠出制(福祉年金)給付状況

区分	老	齢年金	障 ; ([書基礎年金 障害福祉)	遺游 (母子・	基礎年金 準母子福祉)	合	計
	件数	金額(円)	件数	金 額(円)	件数	金 額(円)	件数	金額(円)
令和6年度	0	0	1,231	1, 107, 710, 400	0	0	1,231	1, 107, 710, 400
令和5年度	0	0	1,205	1,060,416,700	0	0	1,205	1,060,416,700
令和4年度	0	0	1,195	1,029,002,450	0	0	1, 195	1,029,002,450

後期高齢者医療

◆被保険者数の状況

区分	年度末現在数(人)	年度末総人口(人)	比率 (%)
令和6年度	19, 813	109, 798	18.0
令和5年度	19, 368	111,324	17.4
令和4年度	19,035	113,007	16.8

◆医療費の状況

σ Λ	総	費用	1人当たり費用		
区 分 	金 額 (千円)	伸び率 (%)	金額(千円)	伸び率 (%)	
令和6年度	15, 682, 321	-1.0	800	-3.0	
令和5年度	15, 840, 456	1.4	824	-0.4	
令和4年度	15, 618, 515	1.1	828	-0.5	

- ※ 総費用は、保険者負担分と個人負担分の合計
- ※ 医療費の金額は、福島県後期高齢者医療広域連合作成「市町村別データベース」に基づく

保健予防

医療機関、関係諸団体との連携のもと、健康の保持・増進及び疾病予防、救急医療体制等の整備を図り、市民の健康を支え、守るよう努めている。

母子保健

◆こども家庭センター事業(母子保健機能)

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し、妊産婦や保護者の相談に対応するとともに、関係機関と連携して、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う。

◆出産・子育て応援事業

妊産婦等に寄り添った相談支援と、出産育児関連商品購入費助成の経済的支援を一体的に行う。

◆不妊治療費等助成事業

保険適用外の生殖補助医療(体外受精及び顕微 授精)及び妊孕性温存療法等に要する費用の一部 を、県助成(県規定の不妊症検査助成を除く。) に上乗せして費用助成を行う。

◆妊娠の届出、母子健康手帳の交付

妊娠を届け出た妊婦に対して母子健康手帳を交付する。

◆妊婦健康相談

妊娠中の健康管理ができるよう妊婦健康相談を行う。

◆妊産婦健康診査

妊婦健康診査15回、産後2週間健康診査1回、 産後1ヶ月健康診査1回の費用助成を行う。

多胎妊婦の方を対象に、規定の 15 回を超えた場合、上限 5 回まで費用助成を行う。

なお、非課税世帯相当と認められた妊婦については、初回の産科受診料の一部助成を行う。

◆妊婦にやさしい遠方出産支援事業

出産前からの里帰りや医学的な理由により、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦を対象に、 出産に伴う分娩取扱施設までの交通費及び宿泊費 (妊婦と同行者が出産時の入院前までの待機のため の分娩取扱施設近隣の宿泊施設の宿泊費)の一部に ついて助成を行う。

◆新生児聴覚検査

おおよそ生後3日以内の新生児を対象に、新生児聴覚検査受検票により、検査実施医療機関で生まれつきの耳の聞こえについて検査を行う。

◆先天性股関節脱臼等検診

生後3~4か月児を対象に、先天性股関節脱臼等 検診票により、随時指定医療機関で診察や股関節 のX線撮影などの検診を行う。

◆4か月児健康診査

北会津保健センター、河東保健センターで年30回、栄養のお話、身体測定、小児科診察、栄養・育児相談などを行う。

◆9~10か月児健康診査

9~10か月児健康診査票により、指定医療機関 で随時身体測定、小児科診察などを行う。

◆1歳6か月児健康診査

北会津保健センター、河東保健センターで年 28回、栄養のお話、身体測定、小児科・歯科診 察、栄養・育児・歯科相談などを行う。

◆3歳6か月児健康診査

北会津保健センター、河東保健センターで年 28 回、身体測定、小児科・歯科診察、尿・視覚・聴 覚検査、栄養・育児・歯科相談などを行う。

◆産後ケア事業(宿泊ケア・日帰りケア)

市内に住所を有する産後1年未満の母と子が、 指定の医療機関・福島県内の助産所等を利用し、 疲労回復や母乳相談、育児サポートを受けること ができる。

◆乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん 訪問)

市内に住所を有する、生後4か月を迎えるまで の乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や 悩みの傾聴、相談、情報の提供などを行う。

◆未熟児訪問事業

未熟児で出生した乳児のいる家庭を訪問し、養育上必要な指導や助言を行う。

◆未熟児養育医療の給付

出生時の体重が 2,000g 以下、または身体の発達が未熟のまま生まれ、入院による養育が必要とする子どもに対して、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担する。

◆電話相談・家庭訪問

不安や相談ごとのある方のために、保健師、助 産師、管理栄養士等が随時相談に応じる。

◆7か月児離乳食教室

北会津保健センターで月1回、離乳食のすすめ方と歯の手入れの方法の話、ふれあい遊び、 身体測定、個別相談などを行う。

◆わんぱく相談

主に健康診査を受診し、発育発達に心配がある 方を対象に月3回小児科医師、栄養士、公認心理 師、言語聴覚士、保健師等が相談に応じる。

◆5歳児発達相談事業

5歳児を対象に誕生月の前後1か月頃に発達相 談質問票を送付し、回収後、内容に応じて保健師 が支援し、必要時、わんぱく相談を勧奨する。

◆子どものむし歯対策事業(フッ化物洗口事業)

4~5歳児及び小学生、中学生を対象に、在籍する認可保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校等施設の実施希望により、フッ化物洗口(フッ化物溶液によるぶくぶくうがい)を行う。

成人・高齢者保健

◆健康教育

健康づくりに対する意識の高揚及び知識の普及 を目的とした教室を開催し、生活習慣の改善を支 援する。

◆健康相談

個人の心身の健康に関する相談に応じる。

◆健康診査

●特定健康診査及び健康診査

40歳から74歳の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者、40歳以上の医療保険未加入者を対象に、身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査(肝機能・脂質・糖の検査)等を行う。

●特定保健指導

特定健康診査受診結果で一定の条件にあてはまる方に対し、生活習慣改善に向けての支援を行う。

●肝炎ウィルス検診

40歳以上で今まで肝炎ウィルス検診を受診したことがない方を対象に、B型及びC型肝炎ウィルス検査を行う。

●胃がん検診

40歳以上を対象に胃透視検査、50歳以上を対象 に胃内視鏡検査を選択して行う。 (胃内視鏡検査 は原則2年に1回の検診)

●子宮頸がん検診

20歳以上の女性を対象に、子宮頚部の検査を行う。(2年に1回の検診)

●乳がん検診

40 歳以上の女性を対象に、マンモグラフィ検査 を行う。(2年に1回の検診)

●前立腺がん検診

50~74 歳の男性を対象に、血液検査 (PSA 検査)を行う。 (2年に1回の検診)

●大腸がん検診

40歳以上を対象に、問診、便潜血検査(2日間法)を行う。

●肺がん検診

40歳以上を対象に胸部レントゲン検査、50歳以上で喫煙指数(1日喫煙本数×喫煙年数)600以上を対象に喀痰検査を行う。

●骨粗しょう症検診

60歳、65歳の女性を対象に、集団検診でQUS 法(超音波)による踵骨(かかとの骨)の骨密度 測定を行う。

◆訪問指導

健康診査等で健康管理上保健指導が必要な人に 対し、保健師、管理栄養士等が訪問し、健康管理 及び療養等について助言指導を行う。

◆食育推進事業

幅広い世代・対象において「行動パターン」や「具体的な食べ方」、「栄養素摂取状況」などに応じた栄養指導と減塩対策を進め、地域特性をふまえた食育推進を図る。

◆食生活改善推進員養成及び育成

地域の健康課題解決に向けて取り組むため、食 生活改善推進員を養成し活動を支援する。

<令和6年度>

- ・養成及び育成支援事業研修12回 延人数58人
- ·市食生活改善推進協議会員数 78名
- · 活動実績

集会·対話訪問 567 回 延人数 3,180 人

各種検診・相談事業等の状況

◆健康教育

区 分		6年度	5年度	4年度
成人・	回数	18	12	10
高齢者	人数	806	413	219
妊婦・	回数	12	26	29
乳幼児	人数	363	477	500
合 計	回数	30	38	39
	人数	1, 169	890	719

※「こころの健康づくり」における実績を含む。

◆健康相談

•	V DCB TIMES							
	区分	}	6年度	5年度	4年度			
	妊産婦 (妊娠	派届時)	558	572	628			
	成人・	回数	_	_	_			
	高齢者	件数	163	173	168			
	可作旧	回数	36	36	34			
	乳幼児	件数	198	186	183			
	اد ۸	回数	36	36	34			
	合 計	件数	919	931	979			

◆各種検診受診者数

(単位:人)

区分 6年度 5年度 4年度 括核検診 6,599 6,636 6,560 子宮がん検診 3,520 3,333 3,321 胃がん検診 4,525 4,492 4,475 乳がん検診 マンモグラフィ 2,454 2,297 2,263 肝炎ウィルス B型 301 299 294 検診 C型 298 301 293 191 214 214 214 214 219 214 214 219 214 214 219 214 214 219 214 214 219 214 214 219 214 214 219 214 214 219 214 214 219 214 219 214 214 219 214 214 219 214 214 219 214 219 214 214 219 214 219 214 214 219 215 219 214 219 214 219 214 219 214 219 214 219 214 219 214 219 214 219 214 219 214 219 219 214 219 219 214 219 219 214 219 214 219 214 219 219 214 219 219 214 219 219 214 219 219 214 219 214 219 214 219 214 219 214 219 219 214 219 219 214 219 219 214 219 214 219 219 214 219 219 214 219 219 214 219 214 219 219 214 219 219 214 219 219 214 219 214 219 219 214 219 219 214 219 219 214 219 219 214 219 219 214 219 219 219 214 219 214 219 219 219 219 219 219 219 219 219 219 214 219 214	▼	診有数		(単位	江:人)
子宮がん検診 3,520 3,333 3,321 円がん検診 4,525 4,492 4,475 1がん検診 マンモグラフィ 2,454 2,297 2,263 円次ウィルス B型 301 299 294 検診 C型 298 301 293 301 293 301 293 301	区	分	6年度	5年度	4年度
胃がん検診 4,525 4,492 4,475 乳がん検診 マンモグラフィ 2,454 2,297 2,263 肝炎ウィルス 8型 301 299 294 検診 C型 298 301 293 191 214 192 191 191 192 191 191 192 191 191 192 191 191 191 191 192 191		結核検診	6,599	6,636	6,560
乳がん検診 マンモグラフィ 2,454 2,297 2,263 肝炎ウィルス		宮がん検診	3,520	3, 333	3, 321
肝炎ウィルス B型 301 299 294 検診 C型 298 301 293	 	ずん検診	4,525	4, 492	4, 475
検診 C型 298 301 293	乳がん検診	マンモグラフィ	2,454	2, 297	2, 263
肺がん検診 肺野 8,121 8,152 8,129 肺門 192 191 214 大腸がん検診 7,481 7,448 7,540 前立腺がん検診 931 872 1,008 骨粗しよう症検診 529 559 637 妊産婦健康診査 (延) 5,748 7,837 9,105 新生児聴覚検査 530 553 648 (96.0) (95.5) (96.7) 先天性別型節形 等検診 515 585 641 (受診率%) (94.3) (97.0) (95.0) 4 か月児健康診査 545 589 664 (受診率%) (99.8) (97.7) (98.4) 9~10 か月健康診査 517 626 645 (受診率%) (93.2) (98.6) (94.0) 1歳6か月児健康診査 608 669 745 (受診率%) (97.3) (97.4) (95.9) 3歳6か月児健康診査 709 782 733	肝炎ウィルス	B 型	301	299	294
肺門 192 191 214 大腸がん検診 7,481 7,448 7,540 前立腺がん検診 931 872 1,008 骨粗しよう症検診 529 559 637 妊産婦健康診査 (延) 5,748 7,837 9,105 530 553 648 (96.0) (95.5) (96.7) 先天性財政関節が日等検診 515 585 641 (受診率%) (94.3) (97.0) (95.0) 4 か月児健康診査 545 589 664 (受診率%) (99.8) (97.7) (98.4) 9~10 か月健康診査 (99.8) (97.7) (98.4) 9~10 か月健康診査 (93.2) (98.6) (94.0) 1歳6 か月児健康診査 608 669 745 (受診率%) (97.3) (97.4) (95.9) 3歳6 か月児健康診査 709 782 733	検診	C 型	298	301	293
肺門 192 191 214 大腸がん検診 7,481 7,448 7,540 前立腺がん検診 931 872 1,008 骨粗しょう症検診 529 559 637 妊産婦健康診査 (延) 5,748 7,837 9,105 新生児聴覚検査 530 553 648 (96.0) (95.5) (96.7) 先天性股界が近洋等検診 515 585 641 (受診率%) (94.3) (97.0) (95.0) 4か月児健康診査 545 589 664 (受診率%) (99.8) (97.7) (98.4) 9~10か月健康診査 517 626 645 (受診率%) (93.2) (98.6) (94.0) 1歳6か月児健康診査 608 669 745 (受診率%) (97.3) (97.4) (95.9) 3歳6か月児健康診査 709 782 733	時がた検診	肺野	8, 121	8, 152	8, 129
前立腺がん検診 931 872 1,008 骨粗しよう症検診 529 559 637 妊産婦健康診査 (延) 5,748 7,837 9,105 新生児聴覚検査 530 553 648 (96.0) (95.5) (96.7) 先天性脱臭節が正等検診 515 585 641 (受診率%) (94.3) (97.0) (95.0) 4か月児健康診査 545 589 664 (受診率%) (99.8) (97.7) (98.4) 9~10か月健康診査 517 626 645 (受診率%) (93.2) (98.6) (94.0) 1歳6か月児健康診査 608 669 745 (受診率%) (97.3) (97.4) (95.9) 3歳6か月児健康診査 709 782 733	かりなるので	肺門	192	191	214
骨粗しよう症検診 529 559 637 妊産婦健康診査(延) 5,748 7,837 9,105 新生児聴覚検査(96.0) 530 553 648 (96.0) (95.5) (96.7) 先天性別規節形計等検診(94.3) 515 585 641 (受診率%)(94.3) (97.0) (95.0) 4か月児健康診査(99.8) (97.7) (98.4) 9~10か月健康診査(93.2) 626 645 (受診率%)(93.2) (98.6) (94.0) 1歳6か月児健康診査(97.3) 608 669 745 (受診率%)(97.3) (97.4) (95.9) 3歳6か月児健康診査(97.3) 709 782 733	大服	易がん検診	7,481	7,448	7,540
妊産婦健康診査 (延) 5,748 7,837 9,105 新生児聴覚検査 530 553 648 (96.0) (95.5) (96.7) 先天性別契節が記等検診 515 585 641 (受診率%) (94.3) (97.0) (95.0) 4か月児健康診査 545 589 664 (受診率%) (99.8) (97.7) (98.4) 9~10か月健康診査 517 626 645 (受診率%) (93.2) (98.6) (94.0) 1歳6か月児健康診査 608 669 745 (受診率%) (97.3) (97.4) (95.9) 3歳6か月児健康診査 709 782 733	前立朋	泉がん検診	931	872	1,008
新生児聴覚検査 530 553 648 (96.0) (95.5) (96.7) 先天性脱臭が脱口等検診 515 585 641 (受診率%) (94.3) (97.0) (95.0) 4か月児健康診査 545 589 664 (受診率%) (99.8) (97.7) (98.4) 9~10か月健康診査 517 626 645 (受診率%) (93.2) (98.6) (94.0) 1歳6か月児健康診査 608 669 745 (受診率%) (97.3) (97.4) (95.9) 3歳6か月児健康診査 709 782 733	骨粗し』	う症検診	529	559	637
新生児聴覚検査 (96.0) (95.5) (96.7) 先天性別類節紀音検診 515 585 641 (受診率%) (94.3) (97.0) (95.0) 4か月児健康診査 545 589 664 (受診率%) (99.8) (97.7) (98.4) 9~10か月健康診査 517 626 645 (受診率%) (93.2) (98.6) (94.0) 1歳6か月児健康診査 608 669 745 (受診率%) (97.3) (97.4) (95.9) 3歳6か月児健康診査 709 782 733	妊産婦健康診	査 (延)	5, 748	7,837	9, 105
失天性別界質明紀日等検診 515 585 641 (受診率%) (94.3) (97.0) (95.0) 4か月児健康診査 (受診率%) 545 589 664 (受診率%) (99.8) (97.7) (98.4) 9~10 か月健康診査 (受診率%) 517 626 645 (受診率%) (93.2) (98.6) (94.0) 1歳6か月児健康診査 (受診率%) 608 669 745 (受診率%) (97.3) (97.4) (95.9) 3歳6か月児健康診査 709 782 733	扩 . 日 田 世 丛 太		530	553	648
(受診率%) (94.3) (97.0) (95.0) 4か月児健康診査 (受診率%) 545 589 664 (受診率%) (99.8) (97.7) (98.4) 9~10か月健康診査 (受診率%) 517 626 645 (受診率%) (93.2) (98.6) (94.0) 1歳6か月児健康診査 (受診率%) 608 669 745 (受診率%) (97.3) (97.4) (95.9) 3歳6か月児健康診査 709 782 733	利土が	心心見快且	(96.0)	(95.5)	(96.7)
4か月児健康診査 545 589 664 (受診率%) (99.8) (97.7) (98.4) 9~10か月健康診査 517 626 645 (受診率%) (93.2) (98.6) (94.0) 1歳6か月児健康診査 608 669 745 (受診率%) (97.3) (97.4) (95.9) 3歳6か月児健康診査 709 782 733	先天性股製師紀等檢診		515	585	641
(受診率%) (99.8) (97.7) (98.4) 9~10 か月健康診査 (受診率%) 517 626 645 645 (受診率%) (93.2) (98.6) (94.0) 1歳6か月児健康診査 (受診率%) 608 669 745 745 (受診率%) (97.3) (97.4) (95.9) 3歳6か月児健康診査 709 782 733		受診率%)	(94.3)	(97.0)	(95.0)
9~10 か月健康診査 (受診率%) 517 626 645 (93.2) (98.6) (94.0) 1歳6か月児健康診査 (受診率%) 608 669 745 (97.3) (97.4) (95.9) 3歳6か月児健康診査 709 782 733	4か月児優	康診査	545	589	664
(受診率%)(93.2)(98.6)(94.0)1歳6か月児健康診査608669745(受診率%)(97.3)(97.4)(95.9)3歳6か月児健康診査709782733	(受診率%)		(99.8)	(97.7)	(98.4)
1歳6か月児健康診査608669745(受診率%)(97.3)(97.4)(95.9)3歳6か月児健康診査709782733	9~10か月健康診査		517	626	645
(受診率%)(97.3)(97.4)(95.9)3歳6か月児健康診査709782733	(受診率%)		(93.2)	(98.6)	(94.0)
3歳6か月児健康診査 709 782 733	1歳6か月児健康診査				745
	(受診率%)		(97.3)	(97.4)	(95.9)
(受診率%) (96.9) (98.5) (97.3)	3歳6か月リ	健康診査		782	
	(受診率	極%)	(96.9)	(98.5)	(97.3)

◆特定健康診査

年	度	対象者(人)	受診者(人)	実施率(%)
	6	19,040	8, 417	44.2
	5	16, 304	7,778	47.8
	4	16,966	8, 124	47.8

※法定報告数。令和6年度は暫定数(確定は翌年10月 末)

◆特定保健指導(初回面接実施者数)(人)

	6年度	5年度	4年度
積極的支援	91	88	104
動機づけ支援	410	447	481
計	501	535	585

※法定報告数。令和6年度は暫定数(確定は翌年10月 末)

◆健康診査

年度	対象	対象者 (人)	受診者 (人)	実施率 (%)
6	後期高齢者 保険未加入者	20, 345 1, 568	5, 481 146	26. 9 10. 7
5	後期高齢者 保険未加入者	17, 936 1, 484	5, 315 128	29. 6 11. 5
4	後期高齢者 保険未加入者	17, 654 1, 491	5, 380 127	30.5 11.7

※令和6年度は暫定数(確定は翌年10月末)

◆訪問指導件数 (延べ件数)

	区 分	6年度	5年度	4年度
	成 人	734	867	829
	乳幼児	394	479	488
	妊 産 婦	340	399	408
子	その他	10	3	5
	合 計	1,478	1,748	1,730

◆乳児家庭全戸訪問事業

年度	対象者(人)	訪問数(件)	実施率(%)
6	540	537	99.4
5	594	589	99.2
4	668	630	94.3

※当該年度内の対象者に対する訪問数。 そのため、次年度に訪問を実施した数も含む。

◆栄養指導及び食育推進事業

区 分	6年度	5年度	4年度
栄養指導及び 食育推進事業件数	3,013	2,854	2, 370

※一部、健康教育、健康相談、訪問指導件数を含む。

市民医療事業

市民が、いつでもどこでも安心して医療を受けられるか否かは、市民生活にとって極めて重要なことであり、市は夜間急病センターを開設したほか、会津若松医師会と各医療機関の協力のもとに休日当番医制及び救急医療病院群輪番制を実施し、市民医療対策に努めている。

◆会津若松市夜間急病センター

医療機関が休診となる夜間の医療体制を確保するため、医師会会員参加による事業として、1年を通して夜間急病センターを開設している。

- 開設 昭和 54 年 5 月 23 日
- 診療科目 内科、小児科系
- 診療日 年中無休
- 受付時間 午後6時30分~午後10時30分
- 診療時間 午後7時から診療が終了するまで
- 当番医数 内科、小児科系 1 名
- 従業員数 看護師 1~2 名、事務員 1 名
- 0 診療状況

	区 分	6年度	5年度	4年度
受診	者総数(人)	2, 059	3,042	2,070
1日平	均受診者数仏	5.6	8.3	5.6
	市内	1,596	2,406	1,591
性	市外	463	636	479
質	男	1,124	1,629	1,080
別 内	女	935	1,413	990
訳	内科系	1,067	1,294	937
(人)	小児科系	992	1,748	1,133
	その他	0	0	0
二次病	院転送者数(人)	38	27	29

◆休日当番医制

日曜、祝日の昼間における診療を行うため、昭和48年6月から医師会が実施主体となって医師会会員参加による休日当番医制を当番制で実施し、昭和51年4月より歯科医師会も加わった診療体制となった。(令和5年4月現在、内科系1医院、外科系1医院、歯科系1医院

診療時間は、午前9時から午後5時まで(歯科 医院は午前10時から午後4時まで)。

◆救急医療病院群輪番制(二次救急医療病院群)

日曜祝日、夜間における初期救急医療の後方支援 として、3 病院が輪番制により診療にあたってい る。

○ 救急医療病院群輪番制病院

会津医療センター、竹田綜合病院、会津中央病院

感染症予防事業及び衛生業務

◆予防接種

(単位:件)

▼ 1,1911X/I∓	\ \ \	111/	
区 分	6年度	5年度	4年度
日本脳炎	2,950	3,049	3, 363
二種混合	737	785	721
麻しん風しん混合	1,222	1,377	1,477
四種混合	807	2,557	2,653
五種混合	1,424	-	_
ヒブ	673	2,401	2,592
小児用肺炎球菌	2, 104	2, 404	2, 595
水痘	1,053	1, 189	1,321
B型肝炎	1,593	1,776	1,946
ВCG	521	607	650
子宮頸がん	3,023	1,028	905
ロタ	1,099	1,221	1,338
高齢者 インフルエンザ	18,088	19, 211	19,967
高齢者23価 肺炎球菌	421	1,673	1, 284
高齢者 新型コロナウイルス	6,644	_	-

◆感染症予防

感染症発生の予防とまん延防止を図るため、住 民への公衆衛生知識の普及・啓発のほか、医療資 材等の感染対策品の備蓄等、発生時の対応に備え る。

また、保健所の指示により、汚染場所の消毒・防 疫及びそ族昆虫駆除を行っている。

◆結核予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律に基づき、一般住民に対して定期の健 康診断、予防接種法に基づき、乳児に対してBC G接種を行っている。

◆保健委員会

地域住民が健康でいきいきと暮らしていけるよう、ウォーキングの普及や健診受診勧奨、公衆衛生に関する普及・啓発を重点活動とし、地区における自主的な健康づくり活動を展開している。

保健委員会は、市内15ブロックの地区保健委員会から選出された役員を中心にウォーク大会や地区保健委員の研修など、健康づくりに関する事業を運営している。

◆狂犬病予防事業

犬の飼い主は、生後 91 日以上の犬の登録を生涯 1 回と狂犬病予防注射を年 1 回受けさせなければ ならないことになっており、登録と予防注射の日程を市政だよりに掲載し、かつ個人宛に通知する など、100 カ所余の会場を設定し実施している。

○予防注射実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
登 録 頭 数	3,811	4,076	4,323
予防注射実施頭数	3, 132	2,995	2,950

医療機関

◆市内の医療機関

○病院関係

区	分	6年度	5年度	4年度
∜ //> ※ /-	病院数	7	7	7
総数	病床数	2, 409	2,409	2,417
療養病床	病院数	(2)	(2)	(2)
のある病院	病床数	(193)	(193)	(193)
一般病床	病院数	(4)	(4)	(4)
のある病院	病床数	(1,670)	(1,670)	(1,678)
精神病床	病院数	(3)	(3)	(3)
のある病院	病床数	(524)	(524)	(524)
結核病床	病院数	(1)	(1)	(1)
のある病院	病床数	(14)	(14)	(14)
感染症病床	病院数	(1)	(1)	(1)
のある病院	病床数	(8)	(8)	(8)

※()の数値は再掲

○医療関係施設

O				
区	分	6年度	5年度	4年度
一般	診療所数	88	88	92
診療所	病床数	42	42	67
歯科語		54	55	54
助 彦	雀 所	0	1	1
薬	局	73	74	77

健康意識の高揚

◆食育の推進

食育推進計画を進め、地域の特性をふまえた広 報啓発や食環境整備事業、食育ネットワークと協 働した食育関連研修や活動を実施している。

区分	6年度	5年度	4年度
会津若松市食育ネット ワーク参加団体数	29	29	29
食環境整備事業 参加店舗数※	13	11	7

◆こころの健康づくり支援事業(自殺対策)

こころの健康や自殺予防に関する意識啓発及び 相談窓口等の普及を行う。また、こころの健康づ くり講座やゲートキーパー養成研修会を行い、ス トレスケアの重要性についての普及啓発や、自殺 対策を支える人材の育成を図る。

区 分	6年度	5年度	4年度
ゲートキーパー 養成研修会	111	78	68
こころの 健康づくり講座	33	I	_

◆健康まつり

健康で明るい生活をめざして、市民一人ひとりが日常生活のなかで、積極的に自らの健康づくりに取り組んでいくことができるよう、健康づくりの啓発普及を図り、健康なまちづくりの推進を目的として文化センターで開催する。

主催は、会津若松市健康まつり実行委員会。

自治振興

戦後における地方自治の根幹をなすものは住民自治であるといわれる。しかし、核家族化に象徴されるように、家族構成や社会構造の変化が地域社会に及ぼす影響は大きく、従来とは異なる意味での種々の問題点が指摘される現状となっている。

このような状況を踏まえ、本市では地域コミュニティづくりに重点を置き、町内会組織の活性化はもとより、地域住民の活動の場である集会所やコミュニティセンターなどを拠点とした住民本位の自主的活動を助長するよう努めている。

町内会

◆町内会の数(令和7年4月1日現在)

町内会数	世帯数	1 町内会当り平均世帯数
503	47, 355	約 94 世帯

◆区長の事務

- ・市の作成する広報を目的とした印刷物の配布 及び内容の周知に関する事項
- ・特に指示する調査に関する事項
- ・その他特に市長が必要と認めた事項

◆町内会交付金

区長の事務を円滑に進め、市民の福祉を増進するため、町内会に交付金を交付する。

【交付金の額】

79世帯以下	基本額 11,600 円 + 750 円×世帯数
80 世帯以上	基本額 12,100 円 + 750 円×世帯数

ただし、町北・高野・神指・門田・東山・一 箕・大戸・湊・北会津・日橋・八田・堂島地区に おける交付金の額は下記のとおりである。

59世帯以下	基本額 12,600 円 + 750 円×世帯数
60世帯以上	基本額 13,300 円 + 750 円×世帯数

各種補助金

◆集会所整備事業補助金

【補助対象要件】

・地域コミュニティ活動の発展を図るため、 地域自治活動や地域住民の相互交流の場と して活用し、町内会等が主体的に設置・管 理できる集会所の整備であること。

【補助対象事業】

・集会所の新築、購入、増改築、修繕及び改修

【補助率】

・集会所整備に要する経費のうち、補助対象と なる経費の100分の30以内の額

【補助限度額】

- ・320 万円
- ・ただし、空調設備(エアコン)の工事については、整備する部屋の広さに応じて20畳以下は7万円、20畳を超える場合は12万円を上限とする。

◆防犯灯補助金

【補助対象要件】

- ・町内会が道路、公園などに防犯用として設置 し、維持管理するものであること
- ・広告灯、看板灯及び装飾灯を除いた常夜灯で あること

【補助率】

- ・設置に要する経費の2分の1以内の額で、 1灯につき15,000円を限度とする。(ポール付きで新設する場合30,000円)
- ・電気料に対する補助金は、1灯につき年額 1,000円を上限とする。

コミュニティセンター

◆概要

各施設の指定管理者と連携し、適切な維持管理に 努めるとともに、コミュニティセンターを拠点とし た地域活動や住民相互の交流を活発化させ、地域社 会の連帯意識、自治意識の高揚を図ることができる よう取り組む。

◆管理運営

会津若松市コミュニティセンター条例に基づき、 非公募での指定管理者の指定を行っており、地元の 各種団体選出の役員等で構成される団体が指定管理 者となっている。

◆現有施設

【行仁コミュニティセンター】

·供用開始年月日 昭和58年1月4日

· 敷地面積 1,061.00㎡ · 床面積 584.79㎡ (1階) 307.54㎡ (2階) 277.25㎡

・構造 鉄筋コンクリート造2階建

·事業費 101,052 千円

【日新コミュニティセンター】

・供用開始年月日 昭和61年5月10日

· 敷地面積 1,168.69㎡ · 床面積 449.16㎡ (1階) 302.64㎡ (2階) 146.52㎡

・構造 鉄筋コンクリート造2階建

·事業費 149,065 千円

【城北コミュニティセンター】

·供用開始年月日 平成元年4月14日

· 敷地面積 1,220.00㎡ · 床面積 493.24㎡ (1 階) 352.90㎡ (2 階) 140.34㎡

・構造 鉄筋コンクリート造2階建

·事業費 163,378 千円

【城西コミュニティセンター】

·供用開始年月日 平成2年5月1日

· 敷地面積 1,502.61㎡ · 床面積 498.44㎡ (1階) 320.93㎡ (2階) 177.51㎡

・構造 鉄筋コンクリート造2階建

·事業費 128,715 千円

【松長コミュニティセンター】

·供用開始年月日 平成7年8月19日

· 敷地面積 1,997.19㎡ · 床面積 866.96㎡ (1階) 594.96㎡ (2階) 272.00㎡

・構造 鉄筋コンクリート造2階建

·事業費 373,493 千円

【真宮コミュニティセンター】

供用開始年月日 平成5年4月1日
敷地面積 1,754.00㎡
床面積 547.90㎡
(1階) 303.46㎡
(2階) 244.44㎡

・構造 鉄筋コンクリート造2階建

·事業費 221,756 千円

【鶴城コミュニティセンター】

・供用開始年月日 平成20年4月1日

· 敷地面積 1,059.22㎡ · 床面積 450.33㎡

・構造 鉄筋コンクリート造平屋建

·事業費 119,953 千円

【城南コミュニティセンター】

·供用開始年月日 平成21年4月1日

· 敷地面積 2,057.0㎡ · 床面積 454.01㎡

・構造 鉄筋コンクリート造平屋建

·事業費 269.858 千円

【謹教コミュニティセンター】

・供用開始年月日 平成22年4月1日

· 敷地面積 1,232.78㎡ · 床面積 612.00㎡ (2階) 306.00㎡ (3階) 306.00㎡

・構造 鉄筋コンクリート造3階建

·事業費 180,930 千円

消費者行政・市民相談

消費者啓発事業

◆市消費生活講座等の実施

健全な消費生活を送るための基礎知識を学習し、 消費者の主体性を促進することなどを目的とする。

◆広報の実施

消費者啓発の目的で、悪質商法防止に関するポスターなどを市庁舎、各市民センター等に掲示する

市ホームページや公式 SNS 等にて、なりすまし 詐欺を含む消費者被害の未然防止のための注意喚 起をする。

◆消費生活講座等実績

区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
参加者数	238 人	378 人	299 人

消費生活相談事業

◆消費生活センター

市民の消費生活に関する苦情、または相談に応じ、消費者の利益の擁護及び増進を図る。

· 所在 追手町 2-41 (追手町第二庁舎)

・電話番号 39-1228(直通)

相談員 2名相談日 月~金

午前8時30分~午後5時

◆事業活動の経過

·昭和53~56年度 県消費生活相談員(在宅)設置 ·昭和57年4月 市消費生活相談員(在宅)設置

・昭和59年3月 市消費生活相談室開設・平成23年4月 市消費生活センター開設・平成28年4月 市消費生活センターの組織及

び運営等に関する条例制定

◆相談実績

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
総件数(件)	974	925	898

市民相談

市民からの行政や民事に関する相談などを実施対象とし、内容に応じて法律相談等の専門相談につなげている。

◆相談受付状況(令和6年度)

・一般相談 116件 (空地の適正管理26、虫・動物37、その他53)

· 法律相談 127 件

(金銭50、不動産16、家事48、その他13)

·登記相談 52件

(相続28、贈与1、売買1、境界3、名義変更4、登 記方法10、その他5)

- ・宅地・建物・空家相談 13件
- ·行政書士相談 6件
- ·社会保険労務士相談 11 件
- ※国の機関の協力で実施している人権相談・行政相談の件数については、非公表としている。

交通安全・消防団

交通安全

◆交通対策協議会

市の交通安全について、関係行政機関及び各種 団体と協議し、総合的、効果的な安全対策を推進 し、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、 市長を会長として協議会を設置している。

◆交通教育専門員制度

昭和 42 年に交通指導員制度が発足し、学童、園児を交通事故から守るため、登校の際の安全誘導を行ってきた。平成 3 年より交通教育専門員と名称を改め、各種交通安全教室を開催し、幼児から高齢者まで幅広い交通安全教育活動、地域における交通の安全に関する街頭指導及び安全思想の普及を行っている。

- ·交通教育専門員 11名(令和7年4月1日現在)
- · 任 期 3年

◆交通安全母の会連合会

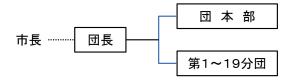
平成元年に、各学校、地域ごとの交通安全団体、 母の会が加盟し、全市的な連携を図るため、連合会 が組織された。「交通安全は家庭から」を基本に、 交通事故防止を広く呼びかけ、交通安全啓発、交通 教育を推進している。

◆交通事故発生件数(交通白書より)

区分	令和6年	令和5年	令和4年
発生件数	179	131	136
増減率(%)	36.6	▲ 3.7	▲ 18.6
死者数(人)	1	4	2
傷者数(人)	210	166	165

消防団

◆組 織



◆団構成及び設備等(令和7年4月1日現在)

	団員数	自動車 ポンプ (台)	積 載 車 (台)	小型動 力 ポンプ (台)	防火水槽(基)	消火栓(基)
団本部	19	0				
第1分団	10	1			8	119
<i>"</i> 2 <i>"</i>	12	1			13	95
// 3 //	18	1			4	102
// 4 //	17	1			11	110
<i>"</i> 5 <i>"</i>	11	1			6	40
<i>"</i> 6 <i>"</i>	58	1		4	4	86
<i>"7 "</i>	81	1	13	14	29	0
<i>"</i> 8 <i>"</i>	47	1	2	3	13	242
<i>"</i> 9 <i>"</i>	62	1	2	8	3	34
// 10 //	64	1	1	8	19	129
<i>"</i> 11 <i>"</i>	72	1	1	10	4	289
// 12 //	81	2	5	13	13	38
// 13 //	50	1		3	4	62
// 14 <i>/</i> /	86	1		12	11	84
<i>"</i> 15 <i>"</i>	86	1	2	18	3	67
<i>"</i> 16 <i>"</i>	60	1		9	6	39
<i>"</i> 17 <i>"</i>	86	1	1	11	15	136
<i>"</i> 18 <i>"</i>	41	1	2	8	5	34
<i>"</i> 19 <i>"</i>	111	1	2	15	12	71
合 計	1,072	20	31	136	183	1777

◆団員報酬 (令和7年4月1日現在)

/年

福島県市民交通災害共済

この共済は、市民の生活の安定と福祉の増進に寄 与することを目的とし、万一交通事故に遭い入院・ 通院した場合に見舞金を支給する制度である。

会員の資格は、加入時に会津若松市に居住し、住 民基本台帳に登録されている者。

共済期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、4月1日以降の加入者は、申し込みの翌日から3月31日まで有効。会費は1人500円。なお、4月1日以降に加入した場合も同額である。

◆年度別加入状況

区分	加入者数(人)	金 額 (円)	加入率 (%)
6 年度	21,607	10,803,500	19.5
5 年度	23, 982	11,991,000	21.4
4 年度	26,590	13, 295, 000	23.3

◆共済見舞金等の支給(24年度から等級変更)

1 等級	死亡した場合(弔慰金) 1,000,000円
2~10 等級	入院・通院実日数に応じて 300,000 円~20,000 円
重度障害見舞金	自動車損害賠償保障法施行令 第1級又は第2級の障害 300,000円
自転車の自損事故の場合	交通事故証明がない場合、目 撃者証明により、見舞金とし て10等級の額が支給される

※令和2年度より、入院通院日数4日以上が対象。

◆弔慰金・見舞金の支給状況

〇 総額

	O 110-FX		
区 分		件数(件)	金額(千円)
	6年度	47	3,040
•	5 年度	48	2,650
	4 年度	63	3, 240

〇 弔慰金1等級

区分	件数(件)	金額(千円)
6年度	1	1,000
5 年度	1	1,000
4 年度	1	1,000

○ 見舞金2等級~10等級

区 分	件数(件)	金額(千円)				
6年度	46	2,040				
5 年度	47	1,650				
4 年度	62	2, 240				



万が一にそなえて

環境保全

環境都市推進事業

◆環境基本計画推進事業

本市では、平成9年3月に制定された「会津若松市環境基本条例」の基本理念に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年3月に「会津若松市環境基本計画」を策定し、令和6年3月に「会津若松市第3期環境基本計画」を策定した。

これまでの環境問題は、大気汚染等の公害問題や 廃棄物の増加、騒音問題といった地域的な課題が中 心であったが、第2期環境基本計画策定以降、地球 温暖化問題等、地球規模の課題が顕在化し、地球上 のあらゆる動植物にも大きな被害を及ぼすことが懸 念される等、全世界的な全ての人にとっての課題と なっている。

第3期環境基本計画では、第2期同様に「環境の保全と創造の持続性」「協働」「主体的参画」を基本理念とし、人と自然が共生し市民が安心して暮らせる、持続可能で、環境・経済・社会が調和した社会づくりを目指していく。(本計画の詳細はP 130~132)

◆地球温暖化対策推進事業

地球規模の環境問題である地球温暖化対策を推進するため、令和3年12月に、2050年までのできるだけ早い時期に、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることに、全市一丸となって取り組む決意を表明する「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行った。

この宣言を踏まえて、市が率先して、本市のゼロカーボンに向けた取組を実践するために令和4年2月に、市自らの温室効果ガス排出量削減に関する計画である「第4期地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)」を策定し、市の全ての施設、全ての事務事業を対象に、令和12年度までに平成25年度比で50%温室効果ガスを削減することを目標に掲げている。「可能な限り電気エネルギーを用いる設備・車に転換する」、「より高効率な設備に転換し、省エネルギー化を図る」、「再生可能エネルギーの最大限の導入をする」の3点を重点的な取組とし、その他、従来からの市独自の環境マネジメントシステムに基づく職員による省資源・省エネルギーの取組等を進める。

一方で、市域全体における温室効果ガス排出量削減に向けては、「会津若松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、「会津若松市第3期環境基本計画」と統合して、取組を進めている。

◆再生可能エネルギー推進事業

地球温暖化対策実行計画を実現するため、市の率 先導入として、市施設へ各種再エネ設備を積極的に 設置している。市民向けには、平成22年度より住宅 用太陽光発電システム等の設置に対する補助を行っ ているほか、民間事業者向けにも脱炭素を推進する ための施設改修費用に対する補助を行っている。

◆環境活動推進事業

地球温暖化対策や自然環境保全等の啓発のため、 地域で長く環境保全活動を続けている事業所や個人 を表彰する環境大賞表彰を設け、その活動の輪を広 げる取組を進めているほか、平成5年度より、環境 フェスティバルを開催しており、より良い生活環境 を創出し、豊かな自然環境を次代に継承するととも に、市民の環境保全意識の高揚や環境問題に取り組 む市民団体等の交流を図ることを目的として、市民 団体等の環境保全活動や企業の環境技術の紹介など を行っている。

自然環境保全推進事業

猪苗代湖の水質は、近年中性化しており、水質の 悪化が見られたことから、流域自治体である、郡山 市、猪苗代町とともに「猪苗代湖環境保全推進連絡 会」を平成12年度に設立し、水環境保全に努めてい るほか、県や関係市町村、市民と協力して水質向上 に向けた取り組みや意識高揚にも努めている。

また、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」の推進のため、猪苗代湖の水環境保全の様々な施策を、庁内各課との連携を強化して取り組むなど、総合的に対策を進めている。

さらに、生物多様性の保全のため、「身近な生き 物大図鑑」のホームページへの掲載や自然環境教室 の開催等により、身近な自然に触れてもらうことで 自然保護の啓発に努めている。

生活環境対策事業

◆公共用水域水質調査

市独自に河川の水質監視、状況把握のため、昭和 48 年度より調査を開始し、毎年継続して実施している。

調査開始当初と比較すると、下水道の普及等により、多くの調査地点で水質が改善され、市街地の河川から姿を消した水辺の生き物が戻りつつある。

水質調査結果に加え、街中でも水辺の生き物が 戻ってきていることを市政だより等で公表し、河川 の環境保全を啓発している。

○令和6年度の河川等の主な調査地点

湯 川 水 系	9 地点
溷 川 水 系	3 地点
猪苗代湖及び流入河川	3 地点

○湯川の水質状況 (BOD75%水質値、単位:mg/ℓ)

調査地点	6年度	5年度	4年度
上流部(雨降滝)	0.9	0.9	0.8
中流部(烏橋)	1.3	1.0	1.3
下流部(阿賀川合流前)	1.5	3.1	1.9

- ※ BOD=数値が小さいほど水がきれい。
- ※ 75%水質値=1年間の測定値のうち、低い方から75%番目の値

◆非飲用地下水調査

有機塩素化合物(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等)による地下水汚染が全国規模で問題化し、昭和61年度から市独自で非飲用の地下水井戸を対象に調査を開始した。

調査の結果、1地点で検出が認められたが、環境基準を超過した地点はなかった。今後も継続して 監視を続けていく。

○調査の概要

区	分	6年度	5年度	4年度
調査地点数		9	9	9
検出された	 地点	1	1	2
環境基準制	2週地点	0	0	0

◆悪臭調査

市内の悪臭状況を把握するため、悪臭苦情の寄せられた事業所を対象とした調査を、昭和58年より開始した。

従来は、測定機器を使った特定悪臭物質の濃度測 定のみを行っていたが、平成12年度からは、人の嗅 覚を用いた臭気測定法による調査を追加した。 令和6年度は、2事業所の調査を実施している。

◆自動車騒音調査

自動車交通騒音の実態を経年的に把握し、道路周辺の生活環境保全対策を推進するための基礎資料を得るため、昭和56年度から交通量の比較的多い地点や過去に自動車騒音について苦情申立があった箇所などを対象として毎年調査を実施している。

○環境基準(※1)達成状況

区分	6年度	5年度	4年度
調査地点数	6	6	6
全時間帯(昼間・夜間) 達成地点	6	6	5
一部時間帯未達成	0	0	0
全時間帯未達成	0	0	1
要請限度(※2)	0	0	0
超過地点	U	U	U

- ※1 人の健康を保護するうえで望ましい基準値
- ※2 騒音規制法第17条の規定に基づき、関係機関(道路管理者又は公安委員会)に対して、対策の要請等ができる基準

◆環境騒音調査

一般地域の騒音に係る環境基準の達成状況を経年 的に把握するとともに、騒音対策を推進するための 基礎資料を得るため、市内を代表する地点を対象 に、昭和57年度から毎年調査を実施している。

○環境基準達成状況

区分	6年度	5年度	4年度
調査地点数	5	6	6
全時間帯 (昼間・夜間) 達成地点	5	6	6
一部時間帯未達成	0	0	0
全時間帯未達成	0	0	0

◆磐越自動車道騒音調査

高速自動車道の沿道における騒音等の実態を把握し、今後の騒音防止対策の基礎資料を得るため、 平成4年度から毎年調査を実施している。

また、東日本高速道路株式会社に対する騒音対策の要望活動についても、県と合同で実施している。

○環境基準達成状況

区	分	6年度	5年度	4年度
調査地点数		1	1	1
全時間帯 夜間)達成		1	1	1
一部時間帯	未達成	0	0	0
全時間帯未	達成	0	0	0

◆環境放射線対策

福島第一原子力発電所の事故により、本市でも、市民への放射線による健康影響や農業などの産業への影響が不安視された。そのため市内の環境放射線詳細調査を実施し、その結果等を放射線の専門家である本市放射線管理アドバイザーに分析依頼したところ、「市民への健康影響は考えられない」との評価をいただき、平成24年6月に面的除染は行わない方針を決定した。

環境放射線対策としては、市民の安心感を確保するため環境放射線量を調査し、市政だより等で公表しているほか、放射線Q&Aのホームページへの掲載や、出前講座により、放射線に関する正しい情報を市民に提供している。

環境に関する苦情の状況

環境に関する苦情は、地域住民の生活環境に密着 した問題の一つであり、その適切な処理は、生活環 境の保全や公害紛争の未然防止のためにも極めて重 要である。

このような観点からも、関係行政機関と協力して 公害苦情の適切な処理に努めているが、近年の傾向 として、近隣からの騒音や側溝の悪臭など、家庭生 活から発生する生活型の苦情が多くなっているほか、 野焼きや空き地の適正管理についての苦情も多い。

また、事業活動に伴って生じる苦情については、 発生源となっている事業所に対して、適切な対策を 指導している。

○環境に関する苦情の年度別処理件数

区	分	6年度	5年度	4年度
大気	汚染	11	3	13
水質	汚濁	3	1	0
騒音・	振動	13	9	12
悪	 臭	8	14	7
その)他	0	0	1
計	<u> </u>	35	27	33

第3期環境基本計画

計画策定の目的

会津若松市では、環境の保全及び創造に関する施 策を総合的かつ計画的に推進していくため、「会津 若松市環境基本条例(平成9年3月制定)」に基づ き、環境基本計画を策定することとしており、令和 6年3月に「会津若松市第3期環境基本計画」を策 定した。

第3期計画の主な特色

- ◆第2期同様、「猪苗代湖水環境保全推進計画」「新エネルギービジョン」「バイオマス活用推進計画」「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の4計画を統合し、各計画の効果的かつ効率的な進行管理を図る。
- ◆数値目標を可能な限り明示した。
- ◆市民、事業者及び市の主な「環境行動」を示した。
- ◆市民ワークショップや環境意識調査、オープンハウスによる意見等、市民や事業者からの意見を可能な限り取り入れた。

第3期計画の「目指す将来像」

第3期環境基本計画の「目指す将来像」は、先人が守り続けた本市の豊かな環境を、よりよく未来に繋いでいくため、地域特性や市民意向、まちづくりの方向性、第2期環境基本計画の総括等も踏まえ、目指す将来像を以下のように設定します。

環境とともに活きる "ひと"と"まち" みんなで未来につなぐ 会津若松

計画の期間

国の地球温暖化対策計画や市の地球温暖化対策推 進実行計画(事務事業編)との整合を図るため、 2024(令和6)年度から 2030(令和 12)年度まで の7年間とし、第7次総合計画や脱炭素先行地域へ の取組、社会状況の変化等を踏まえ、中間年となる 2027(令和9)年度に必要に応じて目標値等の見直 しを行います。

計画の基本目標と個別目標

「目指す将来像」を実現するため、4つの「基本 目標」と、基本目標の実現に向けた「個別目標」を 定めた。なお、第3期環境基本計画の数値目標は、 令和6年度分から実績を把握することとなるため、 令和5年度では現状値を把握していない数値目標が 含まれる。

◆基本目標1

「脱炭素で環境・経済・社会が調和した"まち"をつくる」

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加等、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、その影響は本市にも現れている。

地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策(緩和策)と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)の二つに取り組んでいく必要があり、気候変動への対応を通じて、同時に地域の魅力と質を向上させるという視点のもと、脱炭素で環境・経済・社会が調和した"まち"をつくる。

取組

- l 省エネルギー・電化を推進します
- 2 再生可能エネルギーの地産地消を推進します(新エネルギービジョン)
- 3 3R+Renewable を推進します (バイオマス活用推進計画)
- 4 温室効果ガス吸収源対策等を推進します
- 5 気候変動への適応を推進します(気候変動 適応計画)

◆主な数値目標と進捗状況

指標	現状値	実績値	目標値
(年度)	(R4)	(R5)	(R12)
一次エネルギー	11,706.3TJ	10,630.2TJ	7, 745. 4
需要量	(R元)	(R2)	TJ
再生可能エネル	7,387.3TJ	7,401.8TJ	8, 472. 1
ギー供給目標値	(R元)	(R2)	TJ
1人1日あたりのごみ排出量	1,229g	1,176g	970g
森林施業面積	2,126ha	2,146ha	2,417ha

◆基本目標2

「緑豊かな自然を保全し、多様な生物が共生で きる"まち"をつくる」

自然環境の悪化は本市のみならず世界的な課題と されており、国際社会においては、生物多様性の損 失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジ ティブ(自然再興)」が世界的な使命とされている。

本市独自の文化と融合した豊かな自然や多様な生態系を守り、次世代に引き継ぐために、市民、行政、事業者が一体となり、野生生物の生息環境の保全や緑化の推進、湖沼や河川の美化等の取組を推進し、人と多様な生物が共生できる"まち"をつくる。

取組

- 1 生物多様性を保全します
- 2 多様な生物が共生できる自然環境を保全します
- 3 猪苗代湖の水環境を保全します (猪苗代湖水環境保全推進計画)

◆主な数値目標と進捗状況

指標	現状値	実績値	目標値
(年度)	(R4)	(R5)	(R12)
野生生物保全事業へ の参加人数	70人	_	100人
「生き物マップ」登 録件数	0件	3件	700件
緑化・自然交流事業	3,025	_	8,020
への参加人数	人		人

◆基本目標3

「地球温暖化を防ぐため、環境と事業活動が調和したまちをつくる」

大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害やごみのポイ捨て等による生活環境の悪化、放射線に関する不安は、私たちの健康や安全を脅かし、「Wellbeing(幸福度・高い生活の質)」の向上を妨げる要因となる。Well-being の向上を実現するためには、これらの要因から生活環境を守り、放射線等について正しい知識を身に着けることが重要である。そのため、事業者や市民の皆様との協働により、環境負荷の低減や、継続的な環境調査により環境悪化の未然防止に努め、正確な情報を共有することによって、安全・安心に暮らせる満足度の高い"まち"をつくる。

取組

- 1 空気・水・土を保全し、きれいな環境 を守ります
- 2 ごみによる環境の悪化を防ぎ、良好な 生活環境を守ります

◆主な数値目標と進捗状況

指標 (年度)	現状値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R12)
河川水質の基準値達 成率	100%	86%	100%
公害苦情相談件数	33件	27件	10件
清掃事業への参加人 数	701人	546 人	1,700人

◆基本目標4

「環境に関わる"ひと"を育て、協働する"まち"をつくる」

市民、事業者、学校等、それぞれの主体が環境保全に対する意識を高め、行動できるよう、環境に関する意識啓発や学習を推進するとともに、協働での環境の保全・創造に取り組めるよう、それぞれの主体間の連携を強化することで、本市の自然を保全する"ひと"づくりと、"ひと"同士が繋がる"まち"づくりを目指す。

取組

- 1 環境を守るひとを育てます
- 2 協働による環境の保全・創造を推進し ます

◆主な数値目標と進捗状況

指標 (年度)	現状値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R12)
環境学習・セミナー 等への参加人数	379名	_	1,440名
環境啓発事業参加者 数	102名	1,166名	5,000名

計画の推進体制

計画の実効性を高め、効果的な推進を図るためには、本計画が確実に推進されるような仕組みを整備することが必要であるため、市は、市民、事業者、市民団体等と協働して効果的に推進する体制を構築するとともに、適切な進行管理を行う。

◆環境管理委員会【市内部の推進体制】

環境の保全及び創造に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、全庁横断的な組織として市長を統括者とし、関係部局長により構成する「環境管理委員会」を設置している。この委員会で市役所の各部局間の連携及び取り組みの調整を図りながら、「×(かける)環境アクション」を推進する等、総合的に取り組みを進めていく。

◆環境審議会【外部の調査・審議体制】

環境の保全及び創造に関する基本的事項等について、調査審議するために設置している。

この審議会は、市民及び学識経験者、関係団体等で 構成されており、市長は環境の状況や環境保全等に ついて諮問や報告を行い、意見等を求めていく。

◆ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク【外部の推進体制】

市民・事業者・行政による「ゼロカーボンシティ会津若松」の実現に向けた理解促進や情報交換、連携の場として設置している。このネットワークには、幹事団体の他、パートナー団体・サポート団体、パートナー市民が参加し、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向け、市民・事業者・行政が連携した取組を推進していく。

清掃業務

一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)

◆一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)

一般廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」)とは、 廃棄物処理法の規定に基づき、本市が循環型社会の 形成を目指し、ごみの発生・排出抑制と適正処理を 進めるために必要となる基本的な考え方や方向性を 定めるものである。

計画の策定から5年が経過し、急激に変化・多様化する社会の中にあっても、「住みやすいまち」に欠かすことのできないごみ処理を継続して進めていくために、令和3年4月に計画を改訂した。

(1)計画目標年度

平成28年度から令和10年度までの13年間とする。

(2)基本方針

① 2 Rの推進

リデュース(発生抑制)とリユース(再使用)に力を入れ、ごみの発生抑制を実現することで3R運動の更なる強化を目指す。

② 分別の徹底によるリサイクルの推進

リサイクルの推進により、ごみの最終処分量(埋立て量)の減量化を図り、ひいては財政負担の軽減と 自然環境の保全を図る。

③ 市民・事業者との対話による相互理解の推進

市民一人ひとりが関心を持ち、日々の生活の中で実践していくため、対話の機会を増やし、ごみ減量化に向けた相互理解を深める。

ごみの減量化に向け、以上の基本方針により取り 組みを推進していく。

(3)計画目標~ ごみを減らそう! プロジェクト 970 ~ 平成 22 年度を基準年とし、そこから生活系ごみを 約 20%、事業系ごみは約 30%の減量化を目指す。

種別	指 標	平成22年度 実績	目標値
ごみの総排出量	1人 1日あたりの排出量	1,222g	970g
	生活系ごみ排出量 資源物を除ぐ	640g	480g
│ ごみの資源化・ │ 最終処分量の │ 削減	事業系ごみ排出量 資源物を除ぐ 1人1日あたり	299g	200g
13 M2	総リサイクル量	13,038t	13,000t以上

※1. 人口変動の影響を最小限とするため、1人1日 あたりの量を基準とした。

※2. 東日本大震災の影響を勘案し、平成22年度を 基準年度とした。

※3. 国の指針に基づき、統計指標を一部見直した。

(4)重点目標の設定及び重点施策の追加 (令和3年度~)

本計画の目標値「1人1日あたりの排出量970g」 はそのまま据え置くこととし、その中に含まれる 「燃やせるごみの排出量」を重点目標に定めた。

重点目標

- ★ 燃やせるごみの排出量 29,983 t/年(82.1 t/日)
- 平成 30 年度の排出量 41,269t/ 年に対して 27.3 %の削減

【重点施策1】資源化品目の追加

【重点施策2】市民・行政との連携、協働の取組の推進

【重点施策3】ごみの見える化の推進

【重点施策4】事業系ごみの減量・資源化の啓発

(5)計画期間の3年延長と古着から古布への 資源化品目の追加 (令和7年度2月追補)

令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化の導入に 伴い、「計画期間の延長」と「資源化品目の拡大」 を行うこととし、計画の追補を行いました。

計画の期間

令和3年度から令和7年度の5年間としていた計画期間について、令和10年度まで3年間延長します。

資源化品目の拡大

○ 家庭系ごみの分別収集の分別種類の「古着」を「古布」に、収 集形態を「拠点回収方式」から「ステーション方式」に拡大します

(6)令和6年度の実績

種別	指 標	令和6年度 実績	目標値 との差
ごみの総排出量	1人1日あたりの排出量	1,149g	179g
	生活系ごみ排出量(資源物を除く)	581g	101g
ごみの資源化・ 最終処分量の 削減	事業系ごみ排出量(資源物を除く) 1人1日あたり	302g	102g
177,000	総リサイクル量	10,807t	2,193t
燃やせるごみの 排出量	年間排出量	34,154t	4,171t

ごみ処理

生活系のごみ収集は、最終処分施設の延命、さら に資源の有効活用を図るため、8種16分別による収 集を実施している。

原則としてステーション方式で収集する。各町内会で定めた場所に「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源物」に分別し、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「古紙類」は「ごみステーション」に、その他の「資源物」は「資源物専用ステーション」に排出する。「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は、透明または半透明の袋に入れてから排出する。(袋の容量は45ℓまで)

なお、粗大ごみは申込制で戸別回収を行っている。 また、古着は拠点回収を行っている。

収集回数については次のとおり。

	収集回数については次のとおり。				
2	分別区分				
8 種	16 分別	収集区域	収集頻度		
(1)燃やせるごみ	①燃やせる ごみ	全区域	週2回		
(2)		旧会津若松市	毎月1・3・5・6 週		
燃やせないごみ	②燃やせな いごみ	北会津町 真宮新町 河東町	毎月2・4週		
(3)	③スチール 缶	旧会津若松市	毎月1・3・5・6 週		
かん 類	④アルミ缶	北会津町 真宮新町 河東町	毎月2・4週		
(4) び ん	⑤無色びん⑥茶色びん⑦その他び	旧会津若松市 北会津町 真宮新町	毎月2・4週		
類	<i>h</i>	河東町	毎月3・5週		
(5)		旧会津若松市	毎月1・3・5・6 週		
プラスチ	®ペットボトル	北会津町 真宮新町 河東町	毎月2・4週		
ソック	⑨ プ ラ ス チック製容 器包装	全区域	週1回		

类	頁	⑩ プ ラ ス チック製品 (令和 6 年 4月より)	全区域	週1回
,	- \	⑪新聞紙	旧会津若松市	週1回
	5	②雑誌・雑 がみ ③ダンボー	北会津町 真宮新町	毎月2・4週
	紙 ⁽¹⁾ ダンボー 類 ル (4)紙製容器	河東町	毎月1・3・5・6週	
米		⑤ 粗 大 ご み・リサイ クル品	全区域	週1回
(名) 古着类	3) 占	⑥ 古着	全区域	市の 12 施設に設置 された回収ボック スにより 回収

生活系ごみの収集運搬は市で、中間処理及び最終 処分は一部事務組合の会津若松地方広域市町村圏整 備組合環境センターで行っている。

事業系ごみは、原則としてごみ排出事業者が廃棄 物収集運搬業許可業者にその処理を委託するか処理 施設まで直接搬入する方式をとっている。

◆ごみ処理手数料

・生活系ごみ

無料

- ・事業系ごみ(処理施設に搬入されたもの) 燃やせるもの 10kgにつき 120円 燃やせないもの " 260円
- ・犬ねこ等の死体処理

1体につき 1,040円

・犬ねこ等の死体収集 1回につき 1,040 円 (令和6年4月1日現在・消費税を含む)

◆ごみの収集・運搬

○ 生活系ごみ(中間処理施設への直接搬入分含む)

(単位:kg)

	(十四:18)				
区分	燃やせるごみ	燃やせないごみ	合 計		
6年度	21,649,300	1,609,360	23, 258, 660		
5年度	22, 950, 590	1,697,650	24, 648, 240		
4年度	24, 774, 800	1,780,030	26, 554, 830		

○事業系ごみ (単位:kg) 区分 燃やせるごみ 燃やせないごみ 合 計 6年度 12, 258, 710 18,560 12, 277, 270 5年度 12, 727, 570 10, 200 12, 737, 770 4年度 13, 036, 130 9,990 13, 046, 120

○委託状況 (令和7年4月1日現在			現在)	
区分		燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源物
業者数	χ	3社	1社	3社

◆ごみステーション美化事業

町内でごみステーションを新設又は改修した場合 に、8万円を限度として経費の半額の補助金を交付 する。

区分	件数	補助金交付額(円)
6年度	88	2,074,000
5年度	109	1,995,000
4年度	115	2,000,000

◆収集運搬器材(直営)(令和7年4月1日現在)

車 種	積載量(kg)	台数
パッカー車	2,000	2
ダンプカー	2,000	2
資源回収車	2,000	1

給食施設生ごみリサイクル事業

給食生ごみの減量の取り組みとして、平成23年 度から、各給食施設から出される調理くずなどの 生ごみを市内2ヶ所の堆肥化処理施設でリサイク ルしている。

○令和6年度実績

指 標	実 績 値
処理量(kg)	74, 280
小中学生の1人1月あたり	0.40
給食生ごみの排出量(g)	849

し尿処理

し尿くみ取りは、旧会津若松市地域では市が民 間業者へ収集を委託し、北会津町、真宮新町及び 河東町の地域では許可を受けた民間業者(許可業 者)が実施している。くみ取り後のし尿は、会津 若松地方広域市町村圏整備組合で処理している。

◆ 旧会津若松市地域

市が申込み受付し、利用者の希望に応じてくみ取 りを行っている。手数料については、くみ取った量 に応じた「従量制」で、市が徴収している。

○し尿くみ取り実施状況

EZ 八	し尿処理量	くみ取り件数	委託業者
区分	(ℓ)	(件)	(社)
6年度	9, 488, 880	33, 151	2
5年度	9, 787, 980	35, 559	2
4年度	10, 114, 790	37,560	2

◆ 北会津町、真宮新町及び河東町

許可業者が申込み受付し、随時、くみ取りを行っ ている。くみ取り料金は、許可業者が利用者から直 接徴収している。

○北会津町、真宮新町のし尿くみ取り実施状況

	区分	くみ取り量	くみ取り件数	許可業者
		(ℓ)	(件)	(社)
	6年度	708,810	1,655	2
	5年度	743,600	1,715	2
	4年度	828,620	1,815	2

○河東町のし尿くみ取り実施状況

	くみ取り量	くみ取り件数	許可業者
区分	(ℓ)	(件)	(社)
6年度	1, 339, 030	2,846	2
5年度	1, 394, 760	2, 903	2
4年度	1, 564, 840	3,002	2

○し尿くみ取り手数料(清掃手数料)

洗浄水を利用する「簡易水洗トイレ」の普及によ り一人あたりのし尿くみ取り量が増加し、世帯毎の くみ取り量に較差が生じていることから、料金体系 を、世帯人数による「定額制」から、くみ取った量 に応じた「従量制」に変更した。 (平成 29 年 10

<一般世帯>			
種別	区分	手数料	
基本料金	180ℓまで	1,210円	
加算料金	180ℓ以降、18ℓ超えるごと に	120円	
<事業所等>			
種別	区分	手数料	
基本料金	180ℓまで	1,660円	
加算料金	180ℓ以降、18ℓ超えるごと に	160円	

※ 令和7年4月1日現在(金額は消費税を含む)

ごみの減量化

ごみ減量化推進事業

一般廃棄物処理基本計画におけるごみ排出量の削減目標達成のため、ごみ減量化施策の取組を着実に 推進する。

特に発生抑制・再使用に力を入れ、生ごみ処理容器「キエーロ」の普及及び出前講座等による意識改革の施策を優先的に実施するとともに、リサイクルの各施策を推進する。また、市内事業者へのごみの適正処理に係る啓発・指導を通じた事業系ごみの削減を図ることにより、1人1日あたりのごみ排出量970g(令和7年度目標)を目指す。

◆学校向け・社会人向け出前講座

ごみ減量やリサイクルの大切さを意識づけるため、市清掃指導員が小・中学校や町内会等へ出向き 「ごみ減量・リサイクル講座」を実施している。

また、会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターの施設見学に訪れた小・中学生に対しても啓発活動を行っている。

○令和6年度施設見学: 14団体 362名

施設	受講者数	
小学校 14		362
中学校	0	0
高校	0	0
一般	0	0

○令和6年度出前講座: 44 団体 1,031 名

施設・	受講者数	
小学校 3		104
中学校	0	0
高校	0	0
一般	41	927

◆資源物回収(集団回収)

町内会、子供会等で市に登録した団体が資源物回収(古紙、空缶、空瓶等)を実施した場合、回収量に応じて奨励金(可燃物、不燃物とも3円/kg)を交付している。

また、市と協定を締結した業者が登録団体から資源物を回収した場合には、特別奨励金(可燃物、不燃物とも1円/kg)を交付している。

○令和6年度実施団体数:174団体

◆燃やせないごみからの有価物抽出事業

収集された燃やせないごみ及び粗大ごみ(不燃) を、会津若松再生資源協同組合に搬入し、金属類等 の有価物を抽出し、売却している。

○令和6年度抽出量:645,100kg

◆ごみ減量化事業補助金

一般家庭から排出されるごみの減量化を図るため 平成23年度から家庭用の生ごみ処理機や生ごみ処 理容器(コンポスト)、家庭用堆肥枠の購入に対し補助を行っている。また、令和5年度より子育て支援枠を設け、令和7年度より補助率と限度額を引き上げた。

さらに、町内会、子供会等の資源物回収実施団体 に対し、資源物を一時的に保管できる場所として、 資源物保管庫設置・改修費の補助を行っている。

補助額は次のとおり。

冊助領は外のこのり。				
区分	補助額	子育て支援枠		
家庭用生ごみ 処理機	設置費用の2分の1以内の額。 限度額20,000 円	_		
家庭用生ごみ 処理容器	設置費用の2分 の1以内の額。 限度額18,000 円	設置費用の3分 の2以内の額。 限度額24,000 円		
家庭用堆肥枠	設置費用の2分 の1以内の額。 限度額3,000円	設置費用の3分 以内の2の額。 限度額4,000円		
資源物保管庫	設置・または改 修費用の2分の 1以内の額。 限度額100,000 円	_		

- ※家庭用生ごみ処理機、家庭用生ごみ処理容器、家庭用堆肥枠は、購入する前に申請が必要。
- ※資源物保管庫は、設置又は改修する前に申請・交付決定が必要。

○令和6年度実績

区分	生ごみ処 理機 (件)	生ごみ処 理容器 (件)	堆肥枠 (件)	資源物保 管庫 (件)
6年度	24	33	4	0
5年度	12	30	0	3
4年度	19	22	2	1

◆リサイクルコーナー

リユース(再使用)に関する市民の意識の高揚とご みの減量を図るため、家庭内で眠っているものや不 用になったもので再利用が可能なものを、収集・展 示し、市民に無償で提供している。

「リサイクルコーナー」はごみ処理場内にあり、 平日の午前9時から午後4時まで開場している(12 時から1時まで昼休み)。1世帯につき月1点まで 利用することができる。

緊急減量化対策事業

会津若松地方広域市町村圏整備組合が建設する新ごみ焼却施設において、本市の排出割当量である「燃やせるごみの排出量 29,983 t/年(82.1 t/年)」を、施設稼働の令和7年度までに達成することを目的に事業を進めている。

令和3年4月に改訂したごみ処理基本計画に掲げた4つの重点施策「資源化品目の追加」、「市民・行政との連携、協働の取組の推進」、「ごみの見える化の推進」、「事業系ごみの減量・資源化の啓発」により、燃やせるごみを削減する。

○これまでの取り組み 【資源化品目の追加】

E2 400 (PAR)				
取り組み	実施時期			
雑がみ専用保管袋と啓発チ ラシの配布(全世帯)	令和3年4月			
古着の拠点回収開始	令和3年9月~			

【市民・行政との連携、協働の取組の推進】

13-70-1331-31	· ////
取り組み	実施時期
「全市一斉ごみ減量運動」 の実施	
・町内会での市清掃指導員 によるごみステーション 立会い・排出説明	毎年6月と9月を中 心に実施
令和4年度(159町内会) 令和5年度(152町内会) 令和6年度(140町内会)	※令和4年6月に試 行、令和4年9月か ら本格実施
・区長会におけるごみ・分 別減量説明会の実施	
使用済小型家電回収イベン トの実施(認定事業者 荒川 産業㈱との共催)	令和3年7月·11月 令和4年6月·10月 令和5年10月

違反ごみ等見守りカメラシ ステムの運用開始	令和5年3月~
生ごみ処理容器「キエーロ」の普及拡大	令和4年度~
・生ごみ削減モニターの実施・生ごみ処理容器「キエーロ」学習会の開催	(モニター事業) 令和4年10~12月 (学習会) 令和5年8月

【ごみの見える化の推進】

取り組み	実施時期			
ごみ情報紙「へらすべぇ」 の発行を開始	令和3年9月~ 毎年4回発行(6・ 9・12・3月)			
可燃ごみ(事業系・生活 系)組成分析の実施 【市単独】	令和5年~ 毎年5・8・11・2月			

【事業系ごみの減量・資源化の啓発】

取り組み	実施時期
事業系燃やせるごみ展開調 査の実施	令和2年度から年1 回
事業系燃やせるごみの組成 分析実施	令和4年度 5·8·11·2月
「事業系ごみガイドブック」の作成及び市内の排出 事業者、許可事業者及び資 源物回収業者(約620件) への送付	令和4年3月
事業系ごみの適正排出対策 ・商工会議所と連携したアンケート ・排出事業所や収集業者への排出状況やごみ減量、 再資源化に関する聞き取り調査	令和4年度~

○ごみ緊急事態宣言の取り組み

会津若松市一般廃棄物処理基本計画(令和3年4月改訂)で重点目標に定めた燃やせるごみの排出量の目標達成に向け、ごみ緊急事態宣言による市民・事業者と危機意識を共有した燃やせるごみの集中的な減量を経て、令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化導入を決定しました。

【ごみ緊急事態宣言】

【この茶記事思旦日】			
(1)概要	①市民・事業者と危機意識を共有した燃やせるごみの集中的な減量 ②期間中の目標を達成できない場合の家庭ごみ処理有料化の導入		
(2)緊急減量期間	令和6年6月から令和6年11 月まで(集計は9月からの3か 月間)		
(3)最終目標	令和8年3月までに燃やせるごみ排出量を1日あたり82.1トン以下とする(令和5年度実績98.2トン/日から16.1トン/日・16.2%の減量)		
(4)期間中の目標	燃やせるごみ排出量 前年比 12%以上の削減		
(5)期間中の結果	燃やせるごみ排出量 前年比 6.1%削減		
(6)今後の対応	令和8年4月から家庭ごみ処理 有料化を導入することが必要と 判断		

【ごみ緊急事態宣言の主な取組と市民意見公募等】

【この茶忌事態旦言の土は収組と甲氏息兄公券寺】		
(1)周知・意識啓発	①市長による街頭呼びかけ ②タウンミーティング ③地域座談会・ミニサロン等の 出前講座 ④ごみ減量ガイドブック「ごみ 減量 10 の掟」 ⑤ごみステーション立会い・排 出説明①ごみ減量シンポジウム	
(2)3 Rの推進	①ごみ減量シンポジウム ②キエーロ販売コーナー	
(3)事業系ごみ対策	①講演会 ②搬入検査 ③排出事業所訪問	
(4)アンケート調査	期間:令和6年11月から12月 まで	
(5)意見交換	タウンミーティング	
(6)パブリックコメ ント	令和6年12月21日(土)から令 和7年1月20日(月)まで	

【「家庭ごみ処理有料化実施方針」(令和7年2月 策定)】

(1)導入時期	令和8年4月
(2)有料化対象	①燃やせるごみ ②燃やせないごみ ③粗大ごみ
	(除外) ①おむつ ②ボランティア清掃ごみ
(3)ごみ処理手数料	①指定ごみ袋(2円/ℓ、ミニ袋5ℓ、小袋10ℓ、中袋20ℓ、大袋40ℓ)

- ②共通ごみ処理券(5 枚 500 円)
- ③粗大ごみ処理券(1枚1,000円)

不法投棄防止対策

平成7年度から、監視員制度を設け、16名の監視員が担当地区を定期的に巡回し、不法投棄の防止及び早期発見に努めている。

環境美化推進事業

平成6年度から、清潔で快適な生活環境を保全、整備するとともに、良好なまちづくりの推進及び市民の自主的な環境美化への取り組みを支援するため、市内18地区に設立されている環境美化推進協議会に対し補助金を交付しており、補助額は、1地区15万円を限度額としている。

また、市委嘱による33名の生活環境保全推進員が、担当地区を定期的に巡回し、ポイ捨て、犬ふん放置等に対する指導、啓発活動等を行い、生活環境の保全に努めている。

会津若松市斎場·大塚山墓園·市営墓地

会津若松市斎場

◆施設概要

敷 地	斎場 2,866.10㎡、駐車場 1,611㎡	
面積	計 4,477.10㎡	
	告別ホール、炉前ホール、収骨ホール、待合ホール、	
建物	待合室4部屋、事務室、作業室など、	
	計 1,241.23㎡	
火葬炉	普通炉4基、大型炉2基、汚物炉1基	
駐車場	収容台数 46 台	

◆利用状況

	6年度		5年度		4年度	
区 分	市内	市外	市内	市外	市内	市外
大人	1,702	533	1,696	500	1,693	540
小 人	3	1	5	0	1	0
死産児	11	2	14	3	13	4
産汚物(臓器含む)	76	63	87	68	96	73
合 計	2,391		2,	373	2,4	120

◆使用料

(令和7年4月1日現在)

●火葬炉

区分	本市に住所	本市に住所
	を有する者	を有しない者
大人(12歳以上)	5,000円	40,000円
小人(12 歳未満)	3,000円	24,000円
死 産 児	1,800円	16,000円
産汚物(産婦1人分)	300円	2,000円

◆補助制度

経済的に困っている方を対象として、斎場利用の際に使用する棺及び骨箱等、搬送車の運行に関する補助金交付制度を運用しています。補助の交付決定を受けると、葬儀にかかる費用に対して最大で69,200円の補助を市から受けることができます。

大塚山墓園

◆事業の概要

総 面 積	236,000㎡ (S47.11.21 都市計 画決定)
事業面積	79,000㎡(S48.5.1 都市計画事 業認可決定時)
着工年度	用地買収 昭和 39 年度 墓地造成 昭和 57 年度

◆施設の概要

1 13		
供用面積	ET.	89, 100 m²
造成区画	数	3,206 区画
事業費		総額 683,999,869 円 墓地造成工事 302,591,860 円 (昭和 57~平成 18 年度)
公園施設	L Z	広場、園路
管理施設	t Z	管理棟、駐車場、四阿、園灯
給水施設	L Z	水飲場(9ヶ所)

◆永代使用料及び管理料 (令和7年4月1日現在)

永代使用料	1区画(4㎡)	140,000円
管理料	1区画(4㎡)	年額 5,280円

真宮墓地公園

◆施設の概要

造成区画数	148 区画(うち市有墓地 1)	
管理施設	駐車場、四阿	
給水施設	水飲場(1ヶ所)	

◆永代使用料及び管理料 (令和7年4月1日現在)

永代使用料	1区画(4㎡)	120,000 円
管 理 料	1区画(4㎡)	年額 2,200 円

一本木墓園

◆施設の概要

造成区画数	144 区画(うち市有墓地 2)	
管理施設	駐車場、トイレ、ブランコ	
給水施設	水飲場(1ヶ所)	

◆永代使用料及び管理料 (令和7年4月1日現在)

永代使用料	A区画	1区画(4.50㎡)	45,000円
	B区画	1区画(5.20㎡)	52,000円
	C区画	1区画(5.94㎡)	59,400 円
	D区画	1区画(8.40㎡)	84,000円
管 理 料	A区画	1区画(4.50㎡)	年額1,845円
	B区画	1区画(5.20㎡)	年額 2,132 円
	C区画	1区画(5.94㎡)	年額 2,435 円
	D区画	1区画(8.40㎡)	年額 3,444 円

冬木沢墓園

◆施設の概要

造成区画数	367区画(うち市有墓地2)	
管理施設	駐車場、トイレ、四阿	
給水施設	水飲場(1ヶ所)	

◆永代使用料及び管理料 (令和7年4月1日現在)

永代使用料	A区画	1区画(4.50㎡)	216,000円
	B区画	1区画(6.00㎡)	288,000円
	C区画	1区画(6.00㎡)	288,000円
	C区画	1区画(9.00㎡)	432,000円
管理料	A区画	1区画(4.50㎡)	年額 4,680円
	B区画	1区画(6.00㎡)	年額 6,240円
	C区画	1区画(6.00㎡)	年額 6,240円
	C区画	1区画(9.00㎡)	年額 9,360円

大塚山納骨堂

市営墓地の残数減少の補完及び核家族化や少子 高齢化など、多様化する現代の墓地への要望に応 えるため、大塚山納骨堂を設置した。

◆施設の概要

面積	敷地面積 5, 181.72㎡
四 但	床面積 197.19㎡
建物	構造:鉄筋コンクリート造(一部鉄骨)
	主な施設:礼拝室、納骨室、参拝所ほか
収蔵数	期限付納骨壇 350基
4人成女人	永年合葬室 6,600基
竣工	平成 21 年 3 月

◆使用料 (令和7年4月1日現在) 期限付納骨壇 89,040円(一体) 永年合葬室 52,380円(一体) 生前登録 (永年合葬室) 52,380円(お一人)

[※]管理料はなし。

防災

情報伝達

気象情報や避難情報等を防災情報メールをはじめ、 各種情報伝達手段を用いて情報発信を行っている。 今後も重層的な情報伝達手段の構築に努めていく。

●情報伝達手段の種類

- ・防災情報メール (あいべあ)
- ・緊急速報メール (エリアメール)
- ・ホームページ
- 防災速報アプリ
- エフエム会津
- · SNS (X, Facebook)
- ・災害時電話発信サービス
- ・テレビ (データ放送含む)
- ※上記のほか、市広報車や消防団による広報を行う。

出前講座

市では、防災知識の普及や意識啓発などを目的とし、市の職員が講師となって講義や説明を行う「生涯学習出前講座」を開催している。

●出前講座メニュー

- ①わが家の防災対策
- ・災害から身を守る
- ・マイ・タイムラインの作成について
- ・自主防災組織について
- ・防災情報の集め方
- ②シミュレーションによる地域と防災
- ・クロスロード
- ・避難所運営ゲーム

自主防災組織

市では、災害から地域を守るために、地域の方々が日頃から連携することを目指し、町内会等による、自主防災組織(地区による防災組織)活動を支援している。

●自主防災組織支援事業補助金

- ◎対象…町内会等の単位で活動する団体
- ◎対象経費…組織活動のための経費(防災資機材の整備、地区防災マップ作成費など)
- ◎補助上限…1 団体につき 10 万円を上限に毎年度 1 回限り(内訳:5 万円+世帯割「1 世帯 500 円で上限 5 万円」)
- ※複数町内会等による合同で実施される場合は、世帯割の上限を「1 世帯 500 円で上限 10 万円」となります。

空家

相談・現地調査

近隣の生活環境に悪影響を及ぼすような空き家に ついて、町内会や関係団体等の協力のもと、所有者 による適正な管理が図られるよう取り組みを行って いる。

また、町内会や市民の方から提供いただいた空き 家に関する情報については、実態調査を行った上で、 データベース化し、適正に管理しており、毎年各町 内会とも共有している。

●市内の空家件数一覧(令和7年4月1日現在)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,
集計年月	令和7年4月
A	777
В	589
С	96
D	28
Dのうち特定空家件数	20
合計件数	1,490

空家等改修支援事業

◆事業概要

会津若松市空家等対策計画(以下「計画」という。)に基づき、安心安全なまちづくりと居住環境の改善、さらには地域の活性化を図るため、空家等について改修し、その利活用を行おうとする者に対し、その改修に要する費用の一部について、補助を行う。

◆対象事業

- ・地域の活動拠点や地域活性化に関する施設の設置 (高齢者サロン、子育て支援、宿泊・交流施設等)
- ・会津地域以外からの移住 (転入して1年以内の方も含む)

◆対象者

次の全てを満たす個人か事業者

- ・空家を所有しているか、購入または貸借する
- ・空家の相続人
- ・5年以上事業を継続するか定住する意思がある

◆対象家屋

次の全てを満たす空家

- ・市内に所在する1年以上使用実績のないもの
- ・同一敷地内において居住の実態がないこと
- ・所有者や相続人が複数いる場合、該当者全員から 同意を得られていること

◆補助金額

- ・対象工事費の2分の1
- ※限度額は70万円
- ※新婚世帯、子育て世帯の場合、最大30万円を加算 (世帯要件あり)

空家等解体撤去支援事業

◆事業概要

会津若松市空家等対策計画(以下「計画」という。)に基づき、安心安全なまちづくりと居住環境の改善、さらには地域の活性化を図るため、空家等を除却する方に対し、空家等の除却費用の一部について、補助を行う。

◆対象事業

適正に管理されていない空家等の除却。

◆対象者

次に掲げる項目のいずれにも該当する者

- ・空家の所有者または相続人
- ・所有者等から解体撤去について同意を得た人

◆対象家屋

次の全てを満たす空家

- ・市内に所在する1年以上使用実績のないもの
- ・同一敷地内において居住の実態がないこと
- ・市の定める判定基準表のうち2項目以上に該当
- ・所有者や相続人が複数いる場合、該当者全員から 同意を得られていること
- ・抵当権が設定されていない空家(当該権利者が解体 撤去に同意している場合はその限りではない)

◆補助金額

- ・対象工事費の5分の1
- ※限度額は30万円
- ※申請者が会津地域以外からの移住者で、解体撤去 後に新築する場合、または解体撤去後、地域の活 性化に資する公共性及び公益性のある取組を行う 場合は、最大20万円を加算
- ※5年以上の定住又は事業継続を行うこと

啓発活動

①空家予防に関するチラシ及び冊子の作成、配布

- ・固定資産税納税通知書に「建物等の所有者及び管理者の皆様へ」同封配付
- ・冊子「住まいの終活ガイドブック」、「会津若松 市 空き家の手引き」(官民協働 広告付き冊子)

②空家相談会の実施

現在、空家を所有又は管理されている方のほか、 今後、自宅や実家が空家となる見込の方を対象とし た相談会を開催し、空き家の未然発生防止を図る。

【対象者】

- ・現に空家を所有している者
- ・将来、所有する建物が空家になると思われる者
- ・相続等により空家の所有者となる可能性のある者